

第 2 4 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 3 年 3 月 5 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 3 年 3 月 5 日 午前 1 0 時 1 8 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久			
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一			
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜			
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香			
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄			
13	高 井 眞佐実		○	委任状
14	石 田 玉 枝			
15	野 村 隆			
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳			
18	高 橋 昭 彦			
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美			農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員 議席 1 0 番 大島 アサ子 委員
 議席 1 1 番 須田 和敏 委員

議事参与が制限された委員数 2 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 中澤 正幸
 統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之
 統括主幹(農業振興係長) 狩野 康信
 主 事 中嶋 辰哉

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

先月に引き続きまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席委員を縮小しての開催となります。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、議案資料の差し替え及び追加がありますので、ご報告させていただきます。

議案第5号の「農用地利用集積計画の決定について」であります。委員の皆様へ議案書を発送した後、2件の取下げがありましたので、修正した資料をお手元に配布してございます。本日はそちらの方を使っていたいただければと思います。

また、議案第6号、「農地法第2条第1項の規定による農地の決定について」は、委員の皆様への開催通知後の追加議案で、事前には配布してございませんが、これも議案第5号の後ろに綴じてあります。この議案の内容につきましては、皆様にお世話になりました非農地判断の可否についてお諮りするものであります。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いしたいと思います。

議 長

皆さん、おはようございます。

先ほど事務局長がお話になりましたように、コロナ禍の関係で、現在警戒度は「3」になっておりますが、3月末までは現状のままの体制で会議を開きたいと思っております。皆さんの一段のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。

会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

令和2年度第24回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思っております。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は19人中9人、委任状による出席委員1名の合計10人で、会議は成立しております。

なお、議席番号13番、高井眞佐実委員については、欠席及び委任の届出がございました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第１、会期の決定を議題といたします。

お謀りいたします。本会議の会期は、本日１日としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたします。
続きまして、議事日程第２、議事録署名委員の指名を議題といたします。

議事録署名委員に、議席番号１０番、大島アサ子委員、議席番号
１１番、須田和敏委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号１０番、
大島アサ子委員と議席番号１１番、須田和敏委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第３、報告第１号、農地法第１８条第６項の
規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいた
します。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第１号、農地法第１８条第６
項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の１ページ
をお願いいたします。

農地法第１８条第６項の規定による通知について、次のとおり受理
いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、１ページから３ページに記載の番号１番から９番
の９件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、
土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立し
た日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、
記載のとおりであります。

以上で報告第１号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページから7ページに記載の番号1番から5番の5件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の9ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受

理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、9ページから14ページに記載の番号1番から10番までの10件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。報告書の15ページをお願いいたします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、15ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は、記載のとおりであります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川地区を岸正二第1班長、小野上、子持、赤城、北橘

地区を須田和敏第1班長代行より報告をお願いします。最初に岸第1班長、お願いいたします。

3 番

2月26日に実施しました、第1班、渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、眞下謹司委員、事務局の吉田係長、中嶋主事と私、岸の4名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が10件、合計12件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに、4条申請であります。議案書の21ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と南は道路、西は宅地、北は宅地と道路となっています。問題ないと思います。

申請番号4の2番の現地は、東と南は道路、西は転用許可済み地、北は畑となっています。問題ないと思います。

次に、5条申請であります。25ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は道路、西は山林と畑、南と北は畑となっています。問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は一体利用する宅地となっています。問題ないと思います。

26ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東と南と北は宅地、西は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の4番の現地は、東は宅地と畑と田、西は宅地、南は道路、北は宅地と畑となっています。問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東は道路、西は宅地、南と北は畑となっています。問題ないと思います。

27ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東は宅地、西と南は一体利用する宅地、北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の7番の現地は、東は田、南は道路、西は宅地、北は水路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の8番の現地は、東と北は道路、西は田、南は同月申請されている申請番号5の9番の申請地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の9番の現地は、東は道路、西は田、南は水路、北は同月申請されている申請番号5の8番の申請地となっています。問題な

いと思います。

28ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東は畑、西と北は道路、南は墓地となっています。問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載されたとおりでありました。

以上で渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、須田第1班長代行、お願いいたします。

11番

2月26日に実施しました、第1班、小野上、子持、赤城、北橘地区の現地調査についてご報告します。

参加者は、飯塚委員と私、須田。事務局は、狩野係長、山口主事の計4名で実施しました。

今回の小野上、子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が3件、第5条による申請が9件、合計12件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

まずはじめに、4条申請であります。議案書の22ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、周囲が山林と道路と水路となっています。問題ないと思われま

す。申請番号4の4番の現地は、東と西と南は山林、北は宅地となっています。問題ないと思われま

す。23ページをご覧ください。

申請番号4の5番の現地は、東と南と北は畑、西は道路となっています。問題ないと思われま

す。次に、5条申請であります。28ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東は道路、西と北は山林、南は畑となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の12番の現地は、東と南は道路、西は山林、北は畑となっています。問題ないと思われま

す。29ページをご覧ください。

申請番号5の13番の現地は、東と北は宅地、西は畑、南は道路となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の14番の現地は、東と北は宅地、西は道路、南は河川となっています。問題ないと思われま

申請番号５の１５番の現地は、東と西は道路、南と北は畑となっています。問題ないと思われます。

３０ページをご覧ください。

申請番号５の１６番の現地は、東は宅地、西は畑、南は水路、北は道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号５の１７番の現地は、東と南は田んぼ、西は畑、北は道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号５の１８番の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっています。問題ないと思われます。

３１ページをご覧ください。

申請番号５の１９番の現地は、東と南と北は田んぼ、西は道路となっています。問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第１班、小野上、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第８、議案第１号、令和３年度渋川市農業委員会活動計画についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第１号、令和３年度渋川市農業委員会活動計画についてをご説明いたします。議案書の１ページをお願いいたします。

令和３年度渋川市農業委員会活動計画を策定し、実施したいので、渋川市農業委員会総会会議規則第２条第１項第３号の規定に基づき、総会で議決をお願いするものであります。

議案書の３ページが、第１として、農業経営をとりまく現状と活動方針であります。議案書の４ページから１１ページが、第２として、活動内容の「（１）意見・要請活動」から「（２１）課題への対応」であります。１２ページ、１３ページが一年間の活動日程、１４ページが農地転用申請現地調査割当表、１５ページが地区情報会議予定表であります。

なお、これはあくまでも通常の形態でございます。コロナの関係で自粛等もありますので、とりあえず原則的な活動計画を本日提案させていただきまして、あとはコロナの状況を見ながら皆さんにお謀りし、進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で議案第１号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第１号、令和３年度渋川市農業委員会活動計画については、原案どおり決することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。
続きまして、議事日程第９、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号３の１番から３の１２番の１２件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第３条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の１７ページをお願いいたします。

議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第３条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号３の１番から３の１２番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号３の１番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

申請番号３の２番は、農業経営効率化のための申請となります。

それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

１８ページ、１９ページをお願いいたします。

申請番号３の３番は、農業経営効率化のための申請となります。

申請番号３の４番は、営農型太陽光発電設備設置のための申請となります。

申請番号３の５番から１０番の６件につきましては、農業経営規模拡大のための申請となります。

それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

２０ページをお願いいたします。

申請番号３の１１番は、営農型太陽光発電設備設置のための申請となります。

申請番号３の１２番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第３条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第３条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号３の１番から３の１２番の１２件について審議いたします。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

はじめに、申請番号３の５番を審議しますので、関係する委員は退席をお願いいたします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、申請番号３の５番について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。
議案第 2 号、申請番号 3 の 5 番については、許可することでご異
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3 の 5 番については、議案のとおり許
可することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 次に、申請番号 3 の 5 番を除く申請番号 3 の 1 番から 1 2 番の
1 1 件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第 2 号、申請番号 3 の 5 番を除く申請番号 3 の 1 番から 1 2 番
の 1 1 件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3 の 5 番を除く申請番号 3 の 1 番から 3
の 1 2 番の 1 1 件については、議案のとおり許可することに決しまし
た。

続きまして、議事日程第 1 0、議案第 3 号、農地法第 4 条の規定に
よる許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号 4 の 1 番から 4 の 5 番の 5 件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第 4 条の規定による許可申
請につきましてご説明いたします。

申請に入る前に、議案書の 2 1 ページの申請番号 4 の 1 番について
は、3 月 4 日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番

でお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の21ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の5番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

22ページをお願いいたします。

申請番号4の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号4の4番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

23ページをお願いいたします。

申請番号4の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番は取下げとのことですので、申請番号4の1番を除く申請番号4の2番から4の5番の4件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。

議案第3号、申請番号4の1番を除く申請番号4の2番から5番の4件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	異議なしと認め、申請番号４の１番を除く申請番号４の２番から５番の４件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第１１、議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号５の１番から５の１９番の１９件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第５条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の２５ページをお願いいたします。 議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第５条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。 申請番号５の１番から５の１９番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。 申請番号５の１番は、農用地域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。 申請番号５の２番は、上信自動車道金井インターチェンジから約１７０メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。 ２６ページをお願いいたします。 申請番号５の３番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。 申請番号５の４番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。 申請番号５の５番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。 ２７ページをお願いいたします。 申請番号５の６番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の７番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の８番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

申請番号５の９番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

２８ページをお願いいたします。

申請番号５の１０番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の１１番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の１２番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を２月２５日に実施いたしました。結果についてはお手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

２９ページをお願いいたします。

申請番号５の１３番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の１４番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の１５番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

３０ページをお願いいたします。

申請番号５の１６番は、周辺の一団の農地が１０ヘクタール以上の区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の１７番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を２月２５日に実施いたしましたが、結果についてはお手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号５の１８番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

３１ページをお願いいたします。

申請番号５の１９番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第５条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

まずはじめに、申請番号５の１２番の１件について審議いたします。

それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を、調査員を代表して斉藤美保委員をお願いいたします。

２ 番

はい、議長。２番、斉藤。

議 長

はい、２番、斉藤美保委員。

２ 番

調査は２月２５日に、山本会長、大島会長職務代理者、阿部正雄推進委員と私、斉藤。事務局からは、中澤事務局長、吉田係長、狩野係長の合計７名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号１番から７番の各項目について、適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請番号５の１２番の１件について審議をいたします。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第４号、申請番号５の１２番の１件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号５の１２番の１件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号５の１７番の１件について審議いたします。

それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を、調査員を代表して大島会長職務代理者をお願いいたします。

１０番 はい、議長。１０番、大島。

事務局 はい、１０番、大島会長職務代理者。

１０番 調査は２月２５日に、山本会長、津久井利章推進委員と私、大島。事務局からは、中澤事務局長、吉田係長、狩野係長の合計６名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号１番から７番の各項目について、適合でありましたのでご報告いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、申請番号５の１７番の１件を審議いたします。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第４号、申請番号５の１７番の１件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号５の１７番の１件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第４号、申請番号５の１２番及び５の１７番の２件を除く申請番号５の１番から５の１９番の１７件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第4号、申請番号5の12番及び5の17番の2件を除く申請番号5の1番から5の19番の17件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の12番及び5の17番の2件を除く申請番号5の1番から19番の17件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

説明に入る前に、冒頭にもお話ししましたが、議案書につきましては差し替えがあったため、本日お手元に配布した方をご覧ください。

また、議案第5号の39ページから40ページに記載の番号136番から139番の4筆ですが、借賃の欄が途中で切れて見えづらくなってしまいました。その欄は、4筆合計で108,600円です。よろしくお願いいたします。

それでは、ご上程いただきました、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の33ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、小野上、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和3年4月1日を予定しております。

計画概要につきましては、33ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が158人、借受人が123人、筆数が349筆、面積が43,743.32平方メートルです。この個別の内訳は、34ページから49ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まずはじめに、利用権設定総括表の番号 8 番の 1 件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いいたします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、番号 8 番の 1 件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

番号 8 番の 1 件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号 8 番の 1 件については、承認することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長

続きまして、番号 8 番の 1 件を除く番号 1 番から 349 番の 348 件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

番号 8 番の 1 件を除く番号 1 番から 349 番の 348 件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号 8 番の 1 件を除く番号 1 番から 3 4 9 番の 3 4 8 件については、承認することに決しました。

続きまして、議事日程第 1 3、議案第 6 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地の決定につきましてご説明いたします。議案書の 5 1 ページをお願いいたします。

議案第 6 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地の決定について、次のとおり耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の農地に該当する可否かの決定を総会にお願いするものです。

この決定につきましては、農地法の政省令の施行に伴う運用通知により、農業委員会は総会の議決により判断を行うことになっております。2 月 8 日、地元関係委員として、岸正二委員、斉藤光男推進委員により現地確認をしていただきました。再生利用が困難と見込まれる、農地に該当しない非農地の決定は、関係者への事前確認通知により所有者等の意向を踏まえ、合計で所有者 9 人、筆数 1 1 筆、1 5, 3 1 9 平方メートルとなっております。この個別の内訳は、議案書の 5 2 ページに記載の非農地該当農地総括表のとおりであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第 6 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地の決定については、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第24回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時18分>